

## 協会員における注文管理体制の整備に関する規則 (平18. 4.18)

### (目 的)

第 1 条 この規則は、協会員が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買等（金融商品取引所の定める売買立会による売買及び立会による取引に限る。）に関して、注文の受託及び発注が誤った内容となることを未然に防止するため、社内規則の制定その他の必要な措置を定めることにより、協会員における注文管理体制の整備を図ることを目的とする。

### (社内規則の制定)

第 2 条 協会員は、注文管理に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

- 1 買付代金又は売付有価証券の事前預託に関する事項
- 2 注文受託時における注文内容の確認に関する事項
- 3 注文の発注制限に関する事項
- 4 注文の発注制限の解除に関する事項
- 5 注文の受発注業務に係る適切な人員配置及び研修等に関する事項
- 6 注文管理体制の検査に関する事項
- 7 その他協会員が必要と認める事項

### (買付代金又は売付有価証券の事前預託)

第 3 条 協会員は、顧客（機関投資家等を除く。）から注文を受託するに当たっては、原則として当該顧客より買付代金又は売付有価証券の事前預託を受ける等により、取引の安全性の確保に努めなければならない。

### (注文内容の確認)

第 4 条 協会員は、顧客から受託した注文の内容及び当該注文が当該顧客の資力等に照らして適切なものであるかどうかについて確認しなければならない。

### (注文の発注制限)

第 5 条 協会員は、取引所金融商品市場への一の発注に関し、次の各号に掲げる制限について、協会員において適切と認められる水準においてそれぞれ設定しなければならない。

- 1 一定の規模を超える注文については、発注を不可とする制限
- 2 一定の規模を超える注文については、発注を行う前に管理者等（次条に規定する管理者等をいう。）による発注制限の解除に係る承認を必要とする制限

### (管理者等の設置及び管理者等による発注制限の解除の承認)

第 6 条 協会員は、前条第 2 号の注文の発注制限の解除の承認を行うことができる者（「管理者」という。）を取引所金融商品市場への注文の発注を行う部店ごとに設置し、管理者は、注文の内容について確認の上、適切と判断されるものについて発注制限の解除に係る承認を行わなければならない。なお、管理者はあらかじめ定められた者（「管理者等」という。）に当該解除に係る承認の権限を委任することができる。

### (システム対応)

第 7 条 協会員は、第 5 条の内容について自社において使用する売買受発注に係るシステムについて、必要

なシステム対応を行わなければならない。

(適切な人員配置及び研修について)

第 8 条 協会員は、社内規則を履行するために、注文の受発注業務に携わる役職員の業務適性の確認及び適切な人員配置を行うとともに、適宜、研修等を実施することにより、役職員への周知、徹底を図ることに努めなければならない。

(注文管理体制の充実)

第 9 条 協会員は、注文の受発注が社内規則に基づき適切に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行わなければならない。

付 則

- 1 この理事会決議は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 自主規制会議規則第12条に基づき、「自主規制会議決議」として取り扱う。

付 則 (平19. 9.18)

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 1 本理事会決議を「理事会決議」から「自主規制規則」に改めるとともに、規則の名称を変更。

2 改正条項は、次のとおりである。

全体を条、項、号で表記。

第1条から第9条を改正。